

令和4年第1回大多喜町議会定例会

5月会議会議録

令和4年 5月24日 開会

令和4年 5月24日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和四年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和4年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録目次

第 1 号 (5月24日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第1号の上程、説明	6
報告第2号及び報告第3号の一括上程、説明	8
議案第25号の上程、説明、質疑、採決	10
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
休会について	19
散会の宣告	19
署名議員	21

第 1 回大多喜町議会定例会 5 月会議

(第 1 号)

令和4年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録

令和4年5月24日(火)

午後 2時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
生涯学習課長	米本敏克君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 宮原幸男 書記 鈴木孝一

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 25 号 大多喜お城の森公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 26 号 令和 4 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 改めまして、皆様こんにちは。

本日は、令和4年第1回議会定例会5月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日、5月24日は休会の日ですが、議事の都合により、令和4年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより5月会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいま発言を許されましたので、最初に令和4年第1回議会定例会5月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、令和4年第1回議会定例会5月会議を招集させていただきましたところ、議会議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承を賜りたいと思います。

国の先月の月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きが続いていることに加え、まん延防止等重点措置が解除され、個人消費にも持ち直しの動きが見られているとされております。

先行きについては感染対策に万全を期し、経済、社会が正常化に向かう中で、景気は持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があるとされております。

また、県は新型コロナウイルス感染対策に有効であるマスクの着用について、屋外では、一定の条件下であれば求めない方針を発表いたしました。本町におきましても、国や県の方針などを十分勘案しながら、必要な対応を取っていきたいというふうに思っております。

さて、本日は、令和4年度がスタートして初めての会議事件でございますが、専決処分の報告が3件、そして住民の憩いの場、触れ合いの場として設置させていただきました大多喜お城の森公園の設置、管理に係る条例、そして一般会計補正予算の議案を提出させていただいておりますので、各議案とも十分にご審議いただき、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から3月25日及び4月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

次に、3月28日に令和4年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、1番渡辺善男君から報告をお願いします。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） それでは、私から報告をさせていただきます。

去る3月28日午前10時より、いすみ医療センター会議室において、国保国吉病院組合議会定例会が開催され、本町からは、渡邊泰宣議員、根本年生議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、議案2件が付議されました。

議案2件の内容は、議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてで、その内容は、国保国吉病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第2号は、令和4年度国保国吉病院組合病院事業会計予算についてで、各議案とも、説明の後質疑を行い、2議案とも討論を省略して全員賛成で原案どおり可決しました。

議案の詳細については、資料の写しを配付してありますので、後ほどご覧ください。

また、議事終了後、病院長より現況報告がありました。

まず、病院の事業についてということで、新型コロナウイルス関係で病院事業も大きく揺れている状況。現在、1月から始まった第6波が長引いている。ただ、今までと違うのは、入院する患者が少なくなったということ。3月28日現在、入院患者については7名、退院予定が4名いる。いすみ市、御宿町、大多喜町、勝浦市等の患者さんが当院に入院しているわけですが、多くが在宅、ホテル療養となっている。

第6波に関しては、小児の感染が非常に多いということで、その両親、兄弟等が感染した場合には、入院の希望がなく自宅療養を望む声が多くなっている。

当院においては、重症者に関しては手当てが必要となるので、線引きを行い、肺炎がある、あるいは酸素飽和度が落ちているという方については、1日入院していただいている。カクテル療法を行っている。

また、自宅療養の方については、飲み薬を在宅で管理するような方法を取っていて、例えば在宅で療養している患者さんに対しては、隔離解除まで、毎日その状況を聞いて管理するよう方法を取っている。

こういった状況ですので、昨年8月に比べると、病院の入院患者につきましても、パニック的なことにはなっていない状況になっていると。

もう一つ、4月以降の病院の体制についてということで、まず、4月から事務局長が交代となる。3月末をもって職員11名が退職して、4月採用が14名いる。医師2名、薬剤師1名、放射線技師1名、理学療法士4名、臨床検査技師2名、看護師4名となっている。現在も人手不足が続いている状況ですが、少しずつ人を増やしていきたいと考えている。

今年度は、技術職の採用が多くなっているけれども、これは数年先の退職者を見越して、新しい技術者を育てていくという狙いになっている。

コロナ病床、一般病床においてうまくかじを取っていき、その中で病院の利益を上げるとともに、一番大切なことは地域の健康、人を守るということなので、今後とも職員全員で立ち向かっていきたいと思っていると、そのような報告がございました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、5月会議につきましても、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2番 渡 邊 泰 宣 君

3番 野 村 賢 一 君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

次のページをお願いします。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

主な改正内容は、特定配当所得等の課税方式の見直し、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項の見直し、固定資産税課税台帳等に記載された住所について、必要により住所に代わる事項を記載し、閲覧等を行うこととする改正、商業地における固定資産税の負担調整措置の見直し、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しなどとなっております。

それでは、本文に入りますが、改正条例文の朗読は割愛させていただき、改正内容の説明のみとさせていただきます。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例。

中段の第1条の改正でございますが、「第18条の4第1項中」以下から、3行下の「加える」までの改正は、固定資産税課税台帳に記載されている事項について、証明書を交付する

場合において、必要により、固定資産税課税台帳等に記載されている住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととされたため、所要の改正を行うものであります。

次の「第33条第4項を次のように改める」から、次のページをお願いいたします。1行目までの改正になります。

これは、特定配当所得と特定株式等譲渡所得については、現行では所得税と住民税において、異なる課税方式の選択が可能となっていますが、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるための改正を行うものであります。

次の「第36条の2第1項ただし書中」から6行下の「第3項ただし書に改める」までの改正は、公的年金等受給者の個人住民税の申告義務に係る規定の整備及び省令の改正に伴う項ずれの改正を行うものであります。

次の「第36条の3の2の見出し中」から、下から4行目になります「(2) 特定配偶者の氏名」までの改正は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項等について改正を行うものであります。

次の「第48条第9項中」から、次のページをお願いいたします。上から3行目までの「第2条第3項ただし書を加える」までの改正は、法律及び省令の改正に伴う項ずれを改正するものであります。

次の「第73条の2第1項中」から7行下の「加える」までの改正は、固定資産税課税台帳の閲覧等を行う場合において、必要により、記載されている住所に代わる事項を記載して閲覧させなければならないこととされたことから、所要の改正を行うものであります。

次の「附則第7条の3の2第1項中」以下の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しを行うものであります。

2行下の「附則第10条の2第2項中」以下から、次のページをお願いいたします。上から11行目までの改正になります。

これは、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設及び法律改正に伴う項ずれ等を改正するものでございます。

次の「附則第10条の3第9項中」以下から、6行下の「改修工事等に改める」までの改正は、省エネ改修を行った既存住宅の固定資産税の減額措置の見直しを行うものであります。

次の「附則第12条第1項中」以下の改正は、土地固定資産税の負担調整措置として、令和4年度に限り、商業地の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5パーセントとするものでござい

ます。

2行下の「附則第16条の3第2項」以下の改正は、上場株式等の配当所得等に係る課税の特例を所得税での適用がある場合に限り、住民税でも適用することを規定したものでございます。

下から4行目の「附則第17条の2第3項中」以下の改正は、法律の引用条項が削除されたことに伴う改正でございます。

下から2行目「附則第20条の2第4項」から、次のページをお願いいたします。上から12行目まで、「附則第26条を削る」までになります。

この改正は、特例適用配当等に係る所得及び条約適用配当等に係る課税の特例を確定申告に適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用すること等を規定したものでございます。

次に、第2条の改正でございますが、この内容は扶養親族申告書等について、規定の整備を行うものでございます。

次の附則につきましては、施行期日、経過措置を定めたものでございます。

以上で、大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の説明及び報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第2号及び報告第3号の一括上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第3、報告第2号及び日程第4、報告第3号 専決処分の報告についての2件の報告は関連がありますので、一括議題とします。

本件について報告願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案つづり11ページをお開きください。

報告第2号及び13ページの報告第3号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

報告第2号及び報告第3号は、いずれも令和4年1月17日、県道172号線横山地先において発生した車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和4年1月17日の午後3時35分頃、職

員運転の公用車が運転操作を誤ったことにより、道路から逸脱し、県道脇の立ち木及び個人所有のカーブミラーを破断させる損害を与えたものです。この事故によるけが人はありませんでした。

本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険にて、修繕等に要する費用の損害賠償額が既に示談成立しており、その専決処分の内容を報告するものです。

次のページをお開きください。

専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、東京都杉並区和田3の49の11、高橋秀実。

2、事故の概要、令和4年1月17日午後3時35分頃、公用車の運転操作誤りにより、県道脇の高橋氏所有の立ち木に衝突し、これに損害を与えたもの。

3、損害賠償額13万2,792円。

続きまして、議案つづり13ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

事故の概要については、報告第2号にて報告した内容と同様のため、割愛させていただきます。

14ページをお開きください。

専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県夷隅郡大多喜町泉水685、小嶋輝夫。

2、事故の概要、令和4年1月17日午後3時35分頃、公用車の運転操作誤りにより、県道脇の小嶋氏所有のカーブミラーに衝突し、これに損害を与えたもの。

3、損害賠償額7万8,556円。

以後、このような事故が起こらないよう、安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で、損害賠償の額を定めることについて、専決処分のご報告を終わらせていただきます。

す。

○議長（麻生 勇君） これで、報告第2号及び第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第25号 大多喜お城の森公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 説明の前に、本日お配りしました書類について説明させていただきます。

まず初めに、写真の部分がありますが、これ昨日撮った写真でございます。現在の設置の状況でございます。工事のほうは、予定では明日、おおむね設置が完了するような内容となっております。

続きまして、お城の森公園おたつきーパークというチラシが1枚ございます。こちら、本日区長さんのほうに配付しております広報に併せて配付するものでございます。

あと、遊び方の注意ということで1枚用紙がありますが、こちらは公園の注意看板ということで、この内容にする案でございます。

それでは、議案第25号の説明をさせていただきます。

15ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、大多喜町B&G海洋センターテニスコート脇に新たに設置する公園について、公の施設として位置づけ、適正な管理運営を行うため、地方自治法の規定に基づき条例を定めようとするものでございます。

内容につきましては、公園の名称及び位置、休園日、利用時間、公園内における行為の制限、禁止、また許可を受けた者に対する使用料など、公園の管理運営に関する事項を定めるものでございます。

それでは、本文の説明に入りますが、4月27日開催の議会議員全員協議会で説明させていただいた内容であることから、条文の朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜お城の森公園の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

大多喜お城の森公園の設置及び管理に関する条例。

第1条は、条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、公園の設置目的について定めるものでございます。設置目的は、地域住民等への憩いの場、触れ合いの場を提供しようとするものでございます。

第3条は、公園の名称及び位置について定めるものでございます。名称は、大多喜お城の森公園、位置は、大多喜町大多喜486番地11でございます。

第4条は、公園の休園日について定めるものでございます。休園日は、12月29日から翌年1月3日までとします。

次のページをお開きください。

第5条は、公園の利用時間について定めるものでございます。利用時間は、午前9時から午後4時30分までとします。

第6条は、公園の管理の基本的な方針について定めるものでございます。

第7条は、公園における行為の制限やそれに対する許可について定めるものでございます。行商、出店、募金その他これらに類する行為や業として写真または動画の撮影など、町長の許可が必要な行為について定めています。

第8条は、公園における禁止事項について定めるものでございます。第1号から第9号まで例示的に列挙してございますが、運用上で必要となるその他の禁止事項に関しましては、第10号または第11号の規定により利用者へお知らせし、お願いしていくことで考えております。

第9条は、公園の利用の禁止または制限について定めるものでございます。公園の損壊や公園に関する工事が必要な場合に、利用を禁止し、または制限できることを定めています。

第10条は、許可を受けた者の納付する使用料について定めるものでございます。

第11条は、使用料の減免について定めるものでございます。

第12条は、使用料の還付について定めるものでございます。

次のページをお開きください。

第13条は、許可を受けた者の権利の譲渡等の禁止について定めるものでございます。

第14条は、許可を受けた者の利用後の施設等の原状回復について定めるものでございます。

第15条は、公園の施設等に損害を与えた場合の損害賠償について定めるものでございます。

第16条は、規則への委任について定めるものでございます。

附則は、施行期日を令和4年6月14日と定めるものでございます。

別表は、使用料の算定基準について定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 立派な施設を造っていただいて、私の知り合いの人たちも、今まで近隣の遠くの公園に行っていたけれども、今度大多喜町にできて、大変うれしいという声を多く聞きます。その中で一つ質問させていただきます。

一番、やはりどうしても安全・安心に使っていただけるというのが一番のことだと思います。それで、いろいろ調べてみると都市公園法というのがあって、都市公園法の中に、主に安全管理に関する事項が載っていたり、あと多く、安全確保に関する指針というものも国土交通省のほうから何回か出ています。

ですから、この条例がこの都市公園法に基づく法律の規定を受ける公園なのか。この中で都市計画施設ということはどうなっていますけれども、そのほかに、地方公共団体または当該公園または緑地を設ける公園施設も含むものとするというような条文が書き加えられているところがございます。

この条例は、この都市公園法の適用を受ける公園なのか、それとも適用は受けないのか。もし適用を受けるとすると、ここに安全に関する指針というのが何回も何回も出ています。この指針の内容に沿って安全管理が行われるというふうに考えていいのか、その辺のところをお願いします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問でございますけれども、都市公園法に基づく公園ではございません。ですが、公園の管理に関しましては、都市公園法に基づく公園のものであったりとか、一般社団法人の日本公園施設業協会、そういったところを出している安全基準等を踏まえて公園のほうも設置されております。

また、運用管理につきましても内容の点検であるとか、そういったものも含めて、同じような内容で管理していくことで考えております。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

じゃ、この都市公園法の法律は適用されないけれども、これに準じて安全管理を行っていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 適正な管理運営を心がけていきます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これで最後なんですけれども、前もちょっと言いましたけれども、この絵が、子供たちが連続して、これも質問を受けたんですけれども、連続して滑っている絵になっているんです。この絵は、私個人的にはこの絵ってどうなのって。これは一般の保護者の方からも、こういうふうにして危険なんじゃないのとかという声を聞いたりなんかしているものですから、こういうふうには滑っていいものかどうか、いけないのか。すみません、ちょっと聞かれたものですから。こんな形で滑っていいのか、いけないのか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 必ずしも、絵のようにやってくれというものではございません。

当然、安全管理上、前の人滑り終わる前に後ろから追突するような形の滑り方というのは危険ですし、順番を守って滑っていただくような形が望ましいというふうに考えています。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） すばらしい遊具で、適正な管理がなされているということで。これ今、地面は芝ですか。この遊具の地面は、普通の土でやりますか。それともそういう芝とか何か、芝みたいな感じに見えるけれども、雑草ですか。どちらですか、これ。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 現在、工事の関係で、掘り起こして基礎等を埋めておりますので、その部分については当然草になっておりますが、これまでの状況ですと、芝生と雑草と両方合わせたような状況であったと思いますので、今後またそのような形になっていくというふうに考えています。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） できましたら、けがも少ないように芝か何かのほうが、管理が大変だ

と思いますけれども、そういうふうなあれを要望というか、せっかくなつくたんだからそれなりの環境というか、芝がいいんじゃないかなと個人的には思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ただいま公園条例の制定について、施設の利用時間が午前9時から午後4時半までと説明がありました。これに関しては、4月27日の議員全員協議会で、事前に説明を受けたところでありまして、そのときには特に思わなかったんですけども、後から考えたときにちょっと違和感がありまして、子供から大人まで多くの町民の憩いの場、触れ合いの場として利用できるような形にするんだということの中で、利用時間が決められている。終わりが4時半というのはどうなのかなということ、私、個人的には、その利用時間の延長、もしくは利用時間は設けないほうがいいんじゃないかなと。

理由としては、公園というのは、人々のレクリエーションの場の提供とか良好な景観の形成、生物多様性の確保など、豊かな地域づくりに資する機能を提供していると。町内には小規模の遊具を設置した公園的なところはあるんですけども、そういうところだと365日いつでも自由に使える、そんなような状態となっています。

今回、町が設置する初めての公園ということで、子育て世代の若者とか多くの町民が期待しているところだと思います。公園施設には、幼児用だとか児童用だとか、そういう遊具もあるし、大人も使える、これは大人も気軽に運動できる健康器具とか、そんなことで子供から大人まで楽しめる公園ということになっております。そのような中で、利用時間が午前9時から午後4時半までという時間制限があるのは、いかがなものかなと。

公園の中でも、例えばテニスコートだとかほかの運動とかということで、有料の施設、そういうものについては利用時間の制限が必要かなとは思いますが、この公園は無料ということなので、そういう無料の本施設には、そういう時間制限は要らないのかなと。そんなように考えました。そこで、町の答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまご質問のありました利用時間の設定でございます。午前9時から午後4時半、こちらの時間の設定の内容ですけれども、まずは、町で設置する新しい公園だということで、今回、大型遊具というものも設置した中で、やはり公園を管理する上で利用者の安全等も考慮した中で、職員の勤務する時間帯がございますので、その時間帯

に利用していただくというのがまず一つ考えたところでございます。そういった場合には、仮に事故等があった場合に職員がすぐ対応できたり、そういったものでスムーズに行くことがあるというのは一つあります。

あとは、まず扉の開け閉めをやるということについては、夜間をやはり開放して開けたままでおくと、いたずらされたりとか、侵入したりする方がいらっしゃるのではないかとということで、扉を閉めることを考えておりました。

そういったことから、まずは扉を開けて、遊具の内容、状況を確認する。あとは使った後、そういった後もまた職員が確認できるというようなことから、今回一応午後4時半まで、それはこの間の全員協議会の中でもお話がありましたけれども、冬場など4時半、暗くなるという状況もございますので、その辺については弾力的な運用というのも考えて、利用状況等も見ながら、考えていきたいというふうには思っております。

また、県民の森も一応9時から16時半というのが、利用時間というのが設定されておりますので、その辺と少し合わせたというのも、設定した根拠とか理由にもなっております。

なので、今後新たに開園して利用していく中で、使い勝手等いろんな意見が出るかもしれませんが、その状況を見ながら少しまた考えていって、場合によっては利用時間については、条例については条例改正というものもできますので、少し考えていきながら運用していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。共働きだとかそういう家庭で考えると、5時まで仕事していたんじゃ、平日はもう4時半で終わっちゃうから行けないような、そんなような状況にもなっちゃうと思うんですね。できるだけ、幅広く多くの町民が利用できるような形で考えていただければいいかなと思います。

全部の市町村の条例を見たわけじゃなくてあれなんですけれども、町村によっては、夜10時までやっている芝山町というのもありました。だから、それはどういうふうに運営しているかどうかというのは確認はしていないんですけれども、そういうところもあるということで、できるだけ町民が使いやすいような公園にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 回答いるんですか。いいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(麻生 勇君) ほかに。

6番吉野僖一君。

○6番(吉野僖一君) 今、山口議員が素晴らしいご意見言いましたけれども、これ冬時間と夏の4時半といたら本当にまだ、夏冬の時間の、もう少し夏は延長してもいいと思う。冬の4時半というのはもう暗くなってくるし。

それともう1点、これは施錠するんですか。周りがフェンスなんだけれども、出入口は。もし、閉園時間になった場合には施錠をするんですか。その辺を確認です。

○議長(麻生 勇君) 企画課長。

○企画課長(市原芳則君) 施錠のほうは毎日する予定です。

○議長(麻生 勇君) ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第26号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第26号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。

議案つづり21ページをお開きください。

今回の補正予算は、つい今し方議決をいただきました大多喜お城の森公園の維持管理等に関する予算について、当初予算では、海洋センターの屋外施設として一部予算を措置してい

ましたが、そちらの減額と、新たに公園管理事業として予算措置をしようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,258万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくっていただき、26、27ページをお願いします。

2、歳入、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金258万7,000円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出、款7土木費、項3都市計画費、目2公園費270万1,000円の増額補正は、海洋センターテニスコート脇に整備した大多喜お城の森公園の維持管理経費で、施設管理用の消耗品と委託料は、公園の使用開始に伴う混雑の対応や公園内の環境整備をするため、シルバー人材センターへの委託料。工事請負費は、公園の名称及び注意看板の設置と防犯カメラ3基の設置でございます。原材料費は、施設管理用の洗い砂とウッドチップの購入でございます。

款9教育費、項5保健体育費、目2体育施設費11万4,000円の減額補正は、新たに公園管理事業として予算を措置するため、当初予算措置した公園関連予算の減でございます。

以上で、議案第26号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 29ページのシルバー人材センター委託料、この委託料というのは、安全管理に関する全般的なものも含まれるのか、維持管理のための草刈りとか、その辺だけな

のか。そのほかの管理という、先ほど安全管理に関するあれというような説明があったように聞きましたけれども、具体的には草刈りだけ、それともそのほかの管理も含まれるのか。

○議長（麻生 勇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） ご質問の委託料なんですけれども、シルバー人材センター委託料ということで、内訳としましては、当面混雑も予想されますので、シルバー人材を活用した監視であることが一つと、それと環境整備と2点でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 防犯カメラが設置されるということで、これは当然、海洋センターとかどこかにテレビも設置されるわけですよね。それは社協さんのところとか、図書館にあるのかどうか分かりませんが、テレビの画面はどこに設置されるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） 防犯カメラの設置場所ということですが、現在予定しておりますのが3か所。1か所が海洋センターの外壁から公園を見下ろす感じが一つ。それと、公民館の外壁から公園方面。それと、町道中野大多喜線側から、その3か所を予定しております。

それとご質問ありましたモニターなんですけれども、モニターにつきましては、海洋センターの事務室、それと公民館の事務室にモニターを設置する予定しております。また、社会福祉協議会というお話もあったんですけれども、インターネット側から監視映像にアクセスすることも可能でございますので、社会福祉協議会につきましても、モニターがなくともそういったインターネットからのアクセスで映像を見ることは可能でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日25日から6月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、明日25日から6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会とします。

（午後 2時51分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 野 村 賢 一